

# 平成24年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく 設置者による測定結果について（廃棄物焼却炉）

平成25年7月26日(金)  
鹿児島県環境林務部  
廃棄物・リサイクル対策課  
一般廃棄物係 099-286-2594

## 1 設置者による測定と測定結果の公表について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定に基づき、ダイオキシン類を排出する特定施設(焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上の廃棄物焼却炉)の設置者は、年1回以上、排出ガス、ばいじん・焼却灰の測定を行い、その結果を知事に報告し、知事は測定結果を公表することとされている。

今回、平成24年4月1日から平成25年3月31日までに測定し、知事に報告のあったものについて公表する(鹿児島市分を除く)。

## 2 測定結果について

### (1) 測定の状況

設置者による測定を要する廃棄物焼却炉は、休止中や設置後1年未満の施設等を除いた136施設であり、そのうち測定結果の報告があった施設数等は次のとおりである。

廃棄物焼却炉に係る設置者による測定の状況

区分		焼却能力				合計
		50kg/h以上 100kg/h未満	100kg/h以上 200kg/h未満	200kg/h以上 2,000kg/h未満	2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	
届出事業場数		17	73	38	13	137
届出焼却炉数		19	74	48	23	164
稼働炉数		18	55	41	22	136
排出ガス	測定炉数	18	55	41	22	136
	実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%
ばいじん	測定炉数	測定可能炉数:1 1	測定可能炉数:39 39	測定可能炉数:37 37	測定可能炉数:22 22	測定可能炉数:99 99
	実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%
焼却灰	測定炉数	測定可能炉数:17 17	測定可能炉数:53 53	測定可能炉数:38 38	測定可能炉数:18 18	測定可能炉数:126 126
	実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%

注1) 焼却能力が50kg/h未満で火床面積が0.5m<sup>2</sup>以上の施設については、焼却能力が50kg/h以上100kg/h未満の欄に計上している。

注2) 届出事業場数は、焼却能力の異なる複数の炉を設置している事業場があるため、合計は一致しない。

注3) 稼働炉数とは、年間を通じて休止・建設中以外の稼働中の焼却炉であり、かつ、設置後1年以上経過したものの数。

注4) 測定可能炉数とは、ばいじんについては、稼働炉数から集塵装置がない施設数、ばいじんの発生が僅かで測定できなかった施設数等を除いた施設数である。焼却灰については、稼働炉数から構造上焼却灰の発生がない流動床炉の施設数等を除いた施設数である。

(2) 測定結果

ア 排出ガス

排出ガスの測定結果(136施設)は、0ng-TEQ/m<sup>3</sup>N~7.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nの範囲にあり、全ての施設で排出基準に適合していた。

(単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

焼却能力	最大値	最小値	平均値	基準超過炉	基準値
50kg/h以上 100kg/h未満	5.2	0	0.47	0	排出基準は、炉の能力、設置年月日によって個別に、1~10ng-TEQ/m <sup>3</sup> Nの範囲で定められている。 (個表参照)
100kg/h以上 200kg/h未満	7.1	0	0.92	0	
200kg/h以上2,000kg/h未満	6.8	0	0.72	0	
2,000kg/h以上4,000kg/h未満	4.4	0	0.91	0	
全体	7.1	0	0.80	0	

イ ばいじん・焼却灰

ばいじんの測定結果(99施設)は、0ng-TEQ/g~17ng-TEQ/gの範囲であり、焼却灰の測定結果(126施設)は、0ng-TEQ/g~0.72ng-TEQ/gの範囲であった。

(単位:ng-TEQ/g)

焼却能力		最大値	最小値	平均値	基準値
ばいじん	50kg/h以上 100kg/h未満	0.096	0.096	0.096	ばいじん・焼却灰については、排出基準は定められていない。 埋立処分等を行う場合に、処分基準(3ng-TEQ/g以下)が適用される。 (個表参照)
	100kg/h以上 200kg/h未満	9.4	0	0.35	
	200kg/h以上2,000kg/h未満	17	0	1.0	
	2,000kg/h以上4,000kg/h未満	4.5	0.16	1.4	
	全体	17	0	0.85	
焼却灰	50kg/h以上 100kg/h未満	0.29	0	0.020	
	100kg/h以上 200kg/h未満	0.72	0	0.037	
	200kg/h以上2,000kg/h未満	0.15	0	0.016	
	2,000kg/h以上4,000kg/h未満	0.039	0	0.017	
	全体	0.72	0	0.026	

3 今後の対応

引き続き、県は、排出基準の遵守や設置者による測定の実施・報告の徹底を指導していくこととしている。

# 平成24年度廃棄物焼却炉のダイオキシン類の設置者による測定結果

## 1 焼却能力50kg/h(又は火床面積0.5m<sup>2</sup>)以上100kg/h未満

番号	事業場名	所在地	焼却能力 (kg/h)		排出ガス(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)			ばいじん(ng-TEQ/g)		焼却灰(ng-TEQ/g)		備考
					調査日	測定値	適用基準	調査日	測定値	調査日	測定値	
1	屋久島クレーンサポートセンター(小動物焼却炉)	屋久島町	25		H24.2.21	0	5					集塵装置なし 焼却灰は溶融炉に再送
2	名瀬保健所 畜犬抑留所	奄美市	26	○	H25.1.30	0.23	10			H25.1.30	0.00000010	集塵装置なし
3	南武東砕石	与論町	30	○	H25.2.5	5.2	10			H25.2.6	0.0024	ばいじん発生量僅かで測定不可
4	伊藤忠飼料(株) 志布志工場	志布志市	33	○	H24.11.1	0.13	10	H24.11.5	0.096	H24.11.5	0	
5	三島村(黒島大里焼却施設)	三島村	34	○	H25.1.9	0.0017	10			H25.1.10	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
6	三島村(黒島片泊焼却施設)	三島村	34	○	H25.3.21	2.4	10			H25.1.9	0.035	ばいじん発生量僅かで測定不可
7	大和村衛生センター(し尿処理施設しぎ焼却炉)	大和村	47	○	H24.12.4	0.0059	10			H24.12.4	0.00058	ばいじんは炉に再送
8	動物検疫所 門司支所 鹿児島空港出張所 第二検疫場	霧島市	50		H25.2.26	0.0097	5			H25.2.26	0.000072	ばいじん発生量僅かで測定不可
9	湧水町衛生処理場 (し尿処理施設しぎ焼却炉(固定バッチ炉))	湧水町	61	○	H24.12.26	0	10			H24.12.26	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
10	県農業開発総合センター農業大学校	南さつま市	63		H24.11.21	0.0043	5			H24.11.22	0.0077	ばいじん発生量僅かで測定不可
11	十島村(宝島塵焼却炉)	十島村	63	○	H25.1.22	0.18	10			H25.1.23	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
12	十島村(悪石島塵焼却炉)	十島村	63	○	H25.1.26	0.0088	10			H25.1.27	0.00015	ばいじん発生量僅かで測定不可
13	三島村(硫黄島焼却施設)	三島村	63	○	H25.1.15	0	10			H25.1.16	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
14	県農業開発総合センター畜産試験場 (養豚ゾーン焼却炉)	霧島市	63	○	H24.9.14	0.27	10			H24.9.18	0.29	ばいじん発生量僅かで測定不可
15	湧水町衛生処理場(し尿処理施設汚泥焼却キルン炉)	湧水町	77	○	H24.12.27	0.0027	10			H24.12.27	0.00014	ばいじん発生量僅かで測定不可
16	県農業開発総合センター畜産試験場(肉用牛ゾーン焼却炉)	霧島市	85	○	H24.11.15	0.018	5			H24.11.16	0.000060	ばいじん発生量僅かで測定不可
17	(社)鹿児島県種豚改良協会	霧島市	85		H25.2.5	0.0037	5			H25.2.6	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
18	加世田畜犬管理センター	南さつま市	88		H24.10.5	0.036	10			H24.10.5	0.000050	ばいじん発生量僅かで測定不可

注) 表中の焼却能力の欄に○を付した施設は、平成12年1月14日以前に設置された施設であり、当該施設で、ばいじんや焼却灰についてセメント固化や薬剤処理等の処理を行っている場合は、処分基準(3ng-TEQ/g)は適用されない。

2 焼却能力100kg/h以上200kg/h未満

番号	事業場名	所在地	焼却能力 (kg/h)	排出ガス(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)			ばいじん(ng-TEQ/g)		焼却灰(ng-TEQ/g)		備考	
				調査日	測定値	適用基準	調査日	測定値	調査日	測定値		
1	(有)三愛サービス上野工場	日置市	100	○	H25.2.14	7.1	10			H25.2.14	0.48	ばいじん発生量僅かで測定不可
2	山口畜産(有)	伊佐市	100	○	H25.2.23	0.043	10			H25.2.23	0	集塵装置なし
3	十島村(口之島塵焼却炉)	十島村	103	○	H25.1.29	0.076	10			H25.1.30	0.00000070	ばいじん発生量僅かで測定不可
4	十島村(中之島塵焼却炉)	十島村	103	○	H25.1.24	0.15	10			H25.1.25	0.016	ばいじん発生量僅かで測定不可
5	県農業開発総合センター肉用牛改良研究所	曾於市	103	○	H24.6.12	0.080	10			H24.6.12	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
6	アヤベ(株)九州工場	曾於市	105	○	H24.11.6	1.8	10	H24.11.7	0.00021	H24.11.7	0.00035	ばいじん発生量僅かで測定不可
7	京セブ(株)鹿児島国分工場	霧島市	112		H24.8.7	0.0022	5	H24.8.17	0.0098	H24.8.17	0.00000050	
8	大隅ミート食肉垂水市食肉センター	垂水市	120		H25.2.26	0.0013	5	H25.2.27	0.16	H25.2.27	0.00090	
9	(株)豊留建設 枕崎リサイクルセンター	枕崎市	121	○	H24.11.20	0.53	10	H24.11.20	0.065	H24.11.20	0	
10	日本フードパッカー鹿児島(株)	伊佐市	135	○	H25.3.19	0.080	10			H25.3.21	0	集塵装置なし
11	下飯環境センター(しき焼却炉)	薩摩川内市	147	○	H25.2.7	0.033	10	H25.2.8	0.0000018	H25.2.8	0.0068	ばいじん発生量僅かで測定不可
12	プリマム(株)鹿児島工場	いちき串木野市	149	○	H25.2.22	0.38	5	H25.2.22	0.0027	H25.2.22	0.000015	
13	(有)サンパイクリーセンター(1号炉)	薩摩川内市	150	○	H24.6.7	3.0	10					ばいじん・焼却灰発生量僅かで測定不可
14	(株)ジャパンファーム 養豚事業本部	伊佐市	150	○	H25.3.26	0.26	10	H25.3.26	0.0036	H25.3.26	0.016	
15	農林水産省 動物検疫所 門司支所 鹿児島空港出張所	霧島市	150	○	H25.3.6	0.086	10			H25.3.8	0.00023	ばいじん発生量僅かで測定不可
16	(株)上集組	曾於市	150		H24.12.13	0.00039	5	H24.12.14	0.051	H24.12.14	0.00034	ばいじん発生量僅かで測定不可
17	(有)津田組	霧島市	153	○	H25.3.8	1.7	10			H25.3.8	0.0014	ばいじん発生量僅かで測定不可
18	(株)丸大産業	奄美市	153		H25.1.22	0.091	5	H25.1.23	0.024	H25.1.23	0.17	
19	屋久島クリーンセンター(し尿処理施設しき焼却炉)	屋久島町	157	○	H25.2.21	0.047	10	H25.2.21	0.000088	H25.2.21	0.000088	
20	山崎建設(株)	さつま町	163		H24.12.14	0.000091	5	H24.12.15	0	H24.12.15	0	
21	(有)廣巳商事	日置市	172	○	H25.3.9	2.6	10	H25.3.9	0.61	H25.3.9	0.015	
22	宮之城畜犬管理センター	さつま町	172	○	H25.1.17	0.033	10			H25.1.17	0	集塵装置なし
23	(有)正角産業	出水市	172	○	H24.4.18	4.2	10	H24.4.19	9.4	H24.4.19	0.017	ばいじんは外部委託により処理
24	牧ノ原畜犬管理センター	霧島市	172	○	H24.10.12	0.053	10			H24.10.12	0	集塵装置なし
25	(有)上浦重建工業	南種子町	172	○	H24.10.31	3.8	10	H24.11.1	0.30	H24.11.1	0.0018	
26	(株)花岡建設	鹿屋市	175		H24.12.10	0.76	5	H24.12.11	0.089	H24.12.11	0.0017	
27	丸紅塵芥清掃(有)	鹿屋市	175		H24.12.12	1.4	5	H24.12.13	0.10	H24.12.13	0	
28	(株)伊勢産業土木	奄美市	175	○	H25.1.23	0.51	10	H25.1.24	0.091	H25.1.24	0.00011	
29	(株)福永建設	徳之島町	175		H25.1.28	0.014	5	H25.1.29	0.011	H25.1.29	0.000078	
30	(株)諏訪園組	いちき串木野市	176	○	H25.1.5	4.2	10			H25.1.7	0.018	集塵装置なし
31	(株)指宿リサイクルセンター	指宿市	179		H24.5.18	0.20	5	H24.5.19	0.27	H24.5.19	0.0000063	
32	(有)福澤運送 クリーンセンターフクサワ	鹿屋市	179		H25.5.10	0.45	5	H25.3.30	0.15	H25.3.30	0.0027	
33	(株)大迫産業処分場	南種子町	180		H25.3.28	3.4	5	H25.3.30	0.66	H25.3.30	0	
34	日之出産業株式会社	南さつま市	184		H24.12.15	0.49	5	H24.12.17	0.096	H24.12.17	0.00026	
35	持増産業(株)	鹿屋市	184		H24.11.8	4.8	5	H24.11.9	0.16	H24.11.9	0.46	
36	西之表市 西京苑(し尿処理施設しき焼却炉)	西之表市	187	○	H24.12.20	0.040	10	H24.12.21	0	H24.12.21	0	
37	(株)斉藤工務店	薩摩川内市	188		H24.12.19	0.0020	5	H24.12.19	0.020	H24.12.20	0	
38	垂水市環境センター(し尿処理施設)	垂水市	188	○	H25.1.5	0.00000069	10	H25.1.5	0.0027			流動床炉:焼却灰の発生なし
39	南薩家畜保健衛生所	南九州市	190		H24.11.28	0.0021	5	H24.11.28	0.016	H24.11.28	0	
40	(株)JA食肉かごしま	南九州市	190		H24.4.23	0.0020	5	H24.4.25	0.52	H24.4.25	0	
41	鹿児島中央家畜保健衛生所	日置市	190		H24.11.27	0.29	5	H24.11.28	0.0075	H24.11.28	0	
42	始良家畜保健衛生所	始良市	190		H24.12.5	0.0021	5	H24.12.5	0.23	H24.12.5	0.0042	

## 2 焼却能力100kg/h以上200kg/h未満

番号	事業場名	所在地	焼却能力 (kg/h)	排出ガス(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)			ばいじん(ng-TEQ/g)		焼却灰(ng-TEQ/g)		備考	
				調査日	測定値	適用基準	調査日	測定値	調査日	測定値		
43	街種子島クリーン産業	西之表市	190	H24.12.21	0.0022	5	H24.12.22	0.085	H24.12.22	0.010		
44	街奄美環境センター	奄美市	190	○	H25.1.30	0.43	10		H25.1.31	0	ばいじん発生量僅かで測定不可	
45	沖永良部死亡獣畜処理施設	知名町	190		H25.2.22	0.0044	5		H25.2.25	0	ばいじん発生量僅かで測定不可	
46	与論町死亡獣畜処理センター	与論町	190		H25.1.28	0.012	5		H25.1.29	0	ばいじん発生量僅かで測定不可	
47	南九州畜産興業㈱	曾於市	192		H24.10.31	0	5	H24.10.31	0	H24.10.31	0	
48	小玉 正弘	鹿屋市	192		H25.3.5	2.4	5		H25.3.8	0.72	ばいじん発生量僅かで測定不可	
49	㈱栄建設	喜界町	193		H25.1.21	0.21	5	H25.1.21	0.0011	H25.1.21	0.0021	
50	北薩家畜保健衛生所	薩摩川内市	195		H24.11.20	0.00012	5	H24.11.21	0.023	H24.11.21	0	
51	㈱阿久根食肉流通センター	阿久根市	195		H25.2.13	2.4	5	H25.2.13	0.086	H25.2.13	0.00000060	
52	肝属家畜保健衛生所	鹿屋市	195		H24.12.4	0.010	5	H24.12.4	0.096	H24.12.5	0.000051	
53	鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所	奄美市	195		H25.1.16	0.0029	5	H25.1.16	0.081	H25.1.16	0	
54	鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所	徳之島町	195		H25.1.17	0.012	5	H25.1.18	0.12	H25.1.18	0	
55	㈱小畑商店	出水市	196		H24.12.20	2.5	5	H24.12.25	0.28	H24.12.25	0	

注) 表中の焼却能力の欄に○を付した施設は、平成12年1月14日以前に設置された施設であり、当該施設で、ばいじんや焼却灰についてセメント固化や薬剤処理等の処理を行っている場合は、処分基準(3ng-TEQ/g)は適用されない。

3 焼却能力200kg/h以上2,000kg/h未満

番号	事業場名	所在地	焼却能力 (kg/h)	排出ガス(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)			ばいじん(ng-TEQ/g)		焼却灰(ng-TEQ/g)		備考
				調査日	測定値	適用基準	調査日	測定値	調査日	測定値	
1	沖永良部衛生管理組合 クリーンセンター(溶融炉)	和泊町	250	H24.6.22	0	5	H24.6.22	0.89	H24.6.22	0.000017	
2	井上産業株式会社産業廃棄物中間処理場	指宿市	306	○ H24.10.2	2.0	10	H24.10.8	0.23	H24.10.8	0.15	
3	始良市市民生活部環境施設課 あいら清掃センター灰溶融炉	始良市	355	H24.11.30	0.0061	5	H25.1.25	1.0	H24.11.22	0.00058	
4	屋久島クリーンサポートセンター(溶融炉)	屋久島町	367	H25.2.20	0.21	5			H25.2.20	0.024	ばいじんは溶融炉に再送
5	いちき串木野市・日置市衛生処理組合 (し尿処理施設しき焼却炉)	いちき串木野市	375	○ H25.2.5	0.039	5	H25.1.16	0.0075	H25.1.16	0.00000010	
6	南大隅衛生管理組合 (し尿処理施設しき焼却炉)	錦江町	397	○ H24.8.7	0	10	H24.8.7	0.068	H24.8.7	0	
7	鹿児島くみあいチンファーズ㈱ 田代鶏糞炭化処理施設(1号炉)	錦江町	417	H24.11.26	0.00083	5	H24.11.26	0.00042	H24.11.26	0.00000014	1, 2号炉同時測定。
8	鹿児島くみあいチンファーズ㈱ 田代鶏糞炭化処理施設(2号炉)	錦江町	417	H24.11.26	0.00083	5	H24.11.26	0.00042	H24.11.26	0.00000014	
9	曾於南部厚生事務組合 衛生センター (し尿処理施設しき焼却炉)	大崎町	423	○ H24.9.28	0.15	10	H24.9.28	0	H24.9.28	0	
10	㈱外衛運輸機工 陣ノ尾焼却場	薩摩川内市	440	○ H24.7.27	6.4	10	H24.7.23	0.32	H24.7.23	0.030	
11	国土交通省 九州地方整備局 鶴田ダム管理所	さつま町	450	○ H25.2.13	0.0070	10	H25.3.4	0.0099	H25.2.4	0	
12	肝属東部衛生処理組合 (し尿処理施設しき焼却炉)	肝付町	458	○ H24.12.18	0.06	10	H24.12.18	0.0016	H24.12.18	0	
13	霧島市牧園・横川地区し尿処理場 (し尿処理施設しき焼却炉)	霧島市	505	○ H24.8.16	0	10	H24.8.16	0	H24.8.16	0	
14	曾於北部衛生処理組合 北部クリーンセンター (し尿処理施設しき焼却炉)	曾於市	550	○ H25.2.26	0.014	10	H25.2.26	0.00056	H25.2.26	0.00063	
15	茅野産業㈱	南さつま市	600	○ H25.3.6	1.0	10	H25.3.7	0.38	H25.3.7	0.0019	
16	㈱太陽化学伊集院工場(1号キルン炉)	日置市	600	○ H24.7.26	1.7	10	H24.7.26	17	H24.7.27	0.0044	ばいじんは外部委託により処理
17	南福山建設	薩摩川内市	600	○ H24.10.9	0.86	10	H24.10.12	0.00020	H24.10.12	0.00011	
18	さつま町環境センター(し尿処理施設しき焼却炉)	さつま町	642	○ H24.10.12	0.064	10	H24.10.12	0.0016	H24.10.12	0.000000036	
19	(仮称)薩摩川内市汚泥再生処理センター	薩摩川内市	764	H24.12.13	0.013	5	H24.12.13	0.00055			炭化物は売却
20	始良市市民生活部環境施設課 あいらクリーンセンター	始良市	821	○ H24.7.30	0.015	10	H24.7.30	0.0052	H24.7.30	0.00000040	
21	㈱シヤハファーム 垂水工場	垂水市	840	○ H24.11.21	0.15	10	H24.11.21	0.42	H24.11.21	0.00015	
22	北薩広域行政事務組合 衛生センター	出水市	870	○ H24.7.19	0.031	10	H24.7.19	0.078	H24.7.19	0.00000018	
23	上瓶島クリーンセンター	薩摩川内市	875	○ H24.7.25	0.45	10	H24.7.25	0.47	H24.7.25	0.045	
24	種子島地区広域事務組合 種子島清掃センター	西之表市	917	○ H24.7.19	0.12	5	H24.7.20	0.036	H24.7.20	0.0045	
25	下瓶クリーンセンター	薩摩川内市	1,000	○ H24.7.24	1.6	10	H24.7.24	1.2	H24.7.24	0.070	
26	屋久島クリーンサポートセンター(炭化炉)	屋久島町	1,080	H25.2.20	0.0098	5			H25.2.20	0.035	ばいじんは溶融炉に再送
27	南薩地区衛生管理組合 川辺清掃センター(1号炉)	南九州市	1,250	○ H24.12.14	1.2	10	H24.12.14	0.96	H24.12.14	0.0035	1, 2号炉同時測定
28	南薩地区衛生管理組合 川辺清掃センター(2号炉)	南九州市	1,250	○ H24.12.14	1.2	10	H24.12.14	0.96	H24.12.14	0.0035	
29	曾於市クリーンセンター(1号炉)	曾於市	1,250	○ H25.1.10	0.80	10	H25.1.10	0.96	H25.1.10	0.077	1, 2号炉同時測定
30	曾於市クリーンセンター(2号炉)	曾於市	1,250	○ H25.1.10	0.80	10	H25.1.10	0.96	H25.1.10	0.077	
31	与論町清掃センター	与論町	1,250	○ H24.7.24	2.5	10	H24.7.30	2.2	H24.7.24	0.017	
32	南種子清掃センター	南種子町	1,375	○ H24.8.22	6.8	10	H24.8.21	2.5	H24.8.21	0.015	
33	鹿屋市衛生処理場(し尿処理施設しき焼却炉)	鹿屋市	1,500	○ H24.5.22	0.0038	10	H24.5.22	0.0000084	H24.5.22	0.0000084	ばいじんと焼却灰は混合して採取
34	喜界町クリーンセンター	喜界町	1,500	○ H24.7.31	0.28	10	H24.7.27	3.9	H24.7.27	0.0061	ばいじんは施行規則附則第2条3項「(薬剤処理)」の方法で処理
35	始良市市民生活部環境施設課 あいら清掃センター1号炉	始良市	1,542	H25.2.26	0.74	5					ばいじん・焼却灰は溶融炉に再送
36	始良市市民生活部環境施設課 あいら清掃センター2号炉	始良市	1,542	H24.11.22	0.16	5					
37	伊佐北始良環境管理組合 ごみ処理施設(1号炉)	伊佐市	1,667	H24.10.4	0.013	5	H24.8.28	0.15	H24.10.4	0.000050	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
38	伊佐北始良環境管理組合 ごみ処理施設(2号炉)	伊佐市	1,667	H24.10.5	0.024	5	H24.8.28	0.15	H24.10.4	0.000050	
39	沖永良部衛生管理組合 クリーンセンター(1号炉)	和泊町	1,692	H24.6.21	0.020	5	H24.6.21	1.4	H24.6.21	0.0086	
40	沖永良部衛生管理組合 クリーンセンター(2号炉)	和泊町	1,692	H24.6.23	0.16	5	H24.6.22	2.5	H24.6.22	0.018	ばいじんは溶融炉に再送
41	大口酒造株式会社	伊佐市	1,800	○ H24.12.14	0	5	H24.12.14	0.011	H24.12.14	0.030	

注) 表中の焼却能力の欄に○を付した施設は、平成12年1月14日以前に設置された施設であり、当該施設で、ばいじんや焼却灰についてセメント固化や薬剤処理等の処理を行っている場合は、処分基準(3ng-TEQ/g)は適用されない。

4 焼却能力2,000kg/h以上4,000kg/h未満

番号	事業場名	所在地	焼却能力 (kg/h)	排出ガス(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)			ばいじん(ng-TEQ/g)		焼却灰(ng-TEQ/g)		備考	
				調査日	測定値	適用基準	調査日	測定値	調査日	測定値		
1	南薩地区衛生管理組合内鍋清掃センター(A系)	枕崎市	2,344	○	H24.8.9	3.3	5	H24.8.9	0.50		流動床炉:焼却灰の発生なし	
2	南薩地区衛生管理組合内鍋清掃センター(B系)	枕崎市	2,344	○	H24.8.9	4.4	5	H24.8.9	0.40			
3	指宿広域市町村圏組合額娃ごみ処理施設(1号炉)	南九州市	2,500	○	H24.9.20	3.5	5	H24.9.20	1.7	H24.9.20	0.034	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
4	指宿広域市町村圏組合額娃ごみ処理施設(2号炉)	南九州市	2,500	○	H24.9.20	2.1	5	H24.9.20	1.7	H24.9.20	0.034	
5	さつま町クリーンセンター(1号炉)	さつま町	2,500	○	H24.11.13	0.33	5	H24.11.13	0.69	H24.11.13	0.038	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
6	さつま町クリーンセンター(2号炉)	さつま町	2,500	○	H24.11.14	0.16	5	H24.11.13	0.69	H24.11.13	0.038	
7	川内クリーンセンター(1号炉)	薩摩川内市	2,625	○	H24.9.20	0.013	5	H24.9.20	1.7	H24.9.21	0.011	
8	川内クリーンセンター(2号炉)	薩摩川内市	2,625	○	H24.9.21	0.035	5	H24.9.21	1.1	H24.9.21	0.0047	
9	大隅肝属広域事務組合 1号炉	鹿屋市	2,667		H24.5.15	0.046	1	H24.9.12	0.16			流動床炉:焼却灰の発生なし
10	大隅肝属広域事務組合 2号炉	鹿屋市	2,667		H24.5.16	0.0046	1	H24.9.12	0.16			1・2号炉ばいじんは同時測定
11	徳之島愛ランド広域連合 徳之島愛ランドクリーンセンター(1号炉)	伊仙町	2,714		H24.12.19	0.48	1	H24.12.20	2.7	H24.12.19	0.039	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
12	徳之島愛ランド広域連合 徳之島愛ランドクリーンセンター(2号炉)	伊仙町	2,714		H24.12.18	0.91	1	H24.12.20	2.7	H24.12.19	0.039	
13	いちき串木野市環境センター(1号炉)	いちき串木野市	3,125	○	H24.8.1	0.18	1	H24.8.2	4.5	H24.8.2	0.0030	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
14	いちき串木野市環境センター(2号炉)	いちき串木野市	3,125	○	H24.8.2	0.020	1	H24.8.2	4.5	H24.8.2	0.0030	ばいじんは施行規則附則第2条3項 「(セメント固化)」の方法で処理
15	大島地区衛生組合名瀬クリーンセンター(1号炉)	奄美市	3,125	○	H24.5.25	1.5	5	H24.5.24	0.51	H24.5.25	0.021	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
16	大島地区衛生組合名瀬クリーンセンター(2号炉)	奄美市	3,125	○	H24.5.24	1.2	5	H24.5.24	0.51	H24.5.25	0.021	
17	㈱太陽化学伊集院工場(2号キルン炉)	日置市	3,170	○	H24.6.20	0.53	5	H24.6.20	4.1	H24.6.21	0.014	ばいじんは許可業者に委託して処理
18	霧島市敷根清掃センター(1号炉)	霧島市	3,375		H24.8.28	0.0037	1	H24.8.29	0.63	H24.8.28	0	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
19	霧島市敷根清掃センター(2号炉)	霧島市	3,375		H24.8.28	0.015	1	H24.8.29	0.63	H24.8.28	0	
20	指宿市清掃センター	指宿市	3,750	○	H24.9.7	1.3	5	H24.9.7	0.89	H24.9.7	0.013	
21	北薩広域行政事務組合環境センター(1号炉)	阿久根市	3,750	○	H24.6.19	0.019	5	H24.6.20	0.50	H24.6.20	0.00030	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
22	北薩広域行政事務組合環境センター(2号炉)	阿久根市	3,750	○	H24.6.20	0.042	5	H24.6.20	0.50	H24.6.20	0.00030	

注) 表中の焼却能力の欄に○を付した施設は、平成12年1月14日以前に設置された施設であり、当該施設で、ばいじんや焼却灰についてセメント固化や薬剤処理等の処理を行っている場合は、処分基準(3ng-TEQ/g)は適用されない。